

隠岐の島町地域情報通信基盤整備推進事業分担金徴収に関する要綱

平成 23 年 5 月 11 日
告示第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、隠岐の島町分担金徴収に関する条例施行規則(平成 16 年隠岐の島町規則第 40 号。以下「規則」という。)第 9 条の規定により、規則の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分担金の額と納期)

第 2 条 規則第 2 条に規定する分担金の取り扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 分担金は、光ドロップケーブル及び光成端箱の設置・移設・変更・撤去工事(以下「引込み工事」という。)に係る費用に相当するものとし、その金額は別表に定めるとおりとする。

(2) 分担金は、光ドロップケーブル 1 芯につき 1 件とし徴収する。

2 分担金の納期は、引き込み工事の完了検査後に決定し、加入者に通知する。

(その他)

第 3 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 13 日告示第 11 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 27 日告示第 105 号)

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に引込み工事が申込まれている分担金については、なお従前の例による。

別表(第 2 条関係)

項目	金額
全新設	68,241 円
成端箱移設：光ドロップケーブル既設利用不可	69,158 円
成端箱移設：光ドロップケーブル既設利用	31,880 円
光ドロップ変更：光ドロップケーブル既設利用不可	55,509 円
光ドロップ変更：光ドロップケーブル既設利用	18,027 円
光ドロップ撤去：派遣費なし	14,158 円
光ドロップ撤去：派遣費あり	18,639 円